

はない。聖徳太子をみているかぎりは「金の力」を錯覚する。もっとも聖徳太子は昭和三年に、両手に長い笏をもって一万円の保証人のような顔で登場したが、一万円の中味は二千円くらいになってしまっている。〃笏を

レポート——教育現場から——

義務教育の無償化をめざして

滝 沢 昇

* 義務教育の完全無償化が叫ばれてから久しいが、いつの間にか父母の教育費負担軽減ということばに変化してしまっている。しかも公費で肩代わりする——などということさえある。無償ではなく、軽減である。文字どおり、軽く減らすのである。

どこの小、中学校でも、子どもから多額の金を集めて、知能テストや実力テストをしているのが現実である。しかも、それらのテストにより、子どもたちを差別と選別

もった詐欺師」といわれもするが、この笏、よく見るとオレにはどうしてもボリのもつコン棒そっくりに見える。ぶふい！「制度は錯覚、幻想の所産」とはだれがいったかオレは思い出そうと考えこんだ。

の体制の中で切りきざんでいく。学校とは誠に恐ろしいところである。

* 「服装、服装いうんやったら、制服こうたれや。制服着る方がずっと高うつくん先生知っとんか。小学校のまの服装やったらゼニいらんのに、中学校へ入学するのにどつうゼニいるんやで。母ちゃんが走りまわったんを先生知っとんか」

私は 十二年間、義務教育に多額の金がかかるのは、「しかたないもんや」「そういうもんや」と思い込まされてきた。義務教育無償化ということ、ただ観念的にとらえているにすぎなかった。親や子どもたちの生活が何も見えていないところで、憲法にうたっているから無償化するのが当然であるとか考えなかった。だから教師でありながら、それが「テーマの問題」になり得なかった。生活保護家庭の父母たちに「教育扶助は家庭渡しになっていきますから、生活保護費の中から学校諸会費を納入して下さい」というふうにいって来たボケた教師であった。しかし父母の生活実態が見えてない、子どもの姿が見えてないところに教育などありやうがないことを知らない無能教師から闘う教師へ自己変革していかなば、子どもたちを殺す教育に加担することになる。

Dの欠席と諸会費の袋

Dはよく学校を休む子だった。三畳一間の家で病弱の母と二人暮らしである。家庭訪問した時、暗い窓のない部屋で母と子が寝ていた。私の声をきいて起きて来てくれた母は、ただ「学校へ行け、行けいうんやけど休みたがって困ります。別に悪いところもないし、あした行かせます」というだけだった。だが翌日も休んでしまう。も

う一度訪問をする。母は、自分の病気のこと、父さんのこと、生活保護だけで生活していることを少しづつ語ってくれた。五十円、百円に困る生活の話の中で、諸会費の納入がきわめて困難である事実をはじめて知らされた。私が今の学校に来た年、「保護家庭は諸会費全免」の制度はなかった。家庭の事情により担任の判断で、学年末に免除申請をすることになっていた。

Dの欠席が諸会費の集金と関係があることがわかってきた。「あの袋のことなら心配せんでええで。持って来なくてもええんやで」という声を聞いたDは、ふとんから這い出して「先生、あしたから行くわ」といってニコリする。免除制度があることを説明して、利用することをすすめた。母も本人も納得した。ところが、校外学習（遠足）で交通費を集金した時、Dはまた欠席してしまふ。Dは校外学習に出かけることを母に話せない。電車賃だけでなく、弁当がいるからだ。母に話すと「また金がかかる」とグチをいわれるし、休んだらもうかるから母に話さなかったのだという。子どもなりに諸会費の袋とちがうと考えていたのだ。役所から校外学習費が出るので、学校へ来る時と同じ弁当を持って参加するようという、やっと納得してくれた。

数か月たってから、また連続して欠席するようになって

た。こんどは貝みたいに口を閉ざして、何も語ってくれない。やがて、欠席の理由のひとつが「毎月、みんなが袋をもらうのに、ぼくのだけあれへんからつらい」ことにあることがわかってきた。全免になっていることを説明明したが、「それでも」という。全額納入済みと同じだからというような論理では受けつけない。つまり、みんなに袋を配るとき、自分にも配ってほしいという。結局、一度学校へ袋をもってきて、翌月に配る時、全額納入済みなので先生があずかるという形にして納得したようにおぼえている。

こんなことで問題は一つ解決しない。子どもが納得しても、すべてまやかしてしかない。クラスの子どもたちにも、生活保護や就学援助制度について語り、貧乏は恥しいことではないことを話し、Dを励ましていったが、地についた子ども側の側に立ちきった指導はできなかった。ただ、クラスの中で就学援助などについてはつきり語れるようになったことは私にとって進歩であった。

だがDは被差別部落に住み、病弱の母と二人きりの母子家庭であり、生活保護家庭である。公教育の、義務制でありながらDから諸会費を徴収する方向（保護家庭の教育費は、家庭渡しになっているから、その中から徴収するが、ケイス・バイ・ケイス）でいくと、Dのような

生活保護家庭は十ももあるのに、父母の生活現実を無視して子どもをつぶしていってしまふ。だが教育費の無償化にせまるものを実践として引き出せず終わってしまった。このDやB子の生活実態を出しても、保護家庭の中でもきちんと払い切っていく親たちもいるという一方の意見もあって、「保護家庭は諸会費全免」という形に進まなかった。四十九年度は、担任の判断にまかせる形で納入義務を残したままスタートした。

YとNのこと

MやNは母子家庭である。苦しい労働の中から、月額千円の諸会費を十か月払いきっていく。母ちゃんたちは「先生、この子の学校の費用ぐらいいは、どんなに苦しくてもがんばって払います。人さまに迷惑かけるのはいやです」といって聞かない。私は母ちゃんの気迫に負けてしまふ。だが、この年担任したYやNは別であった。

Yの父は在日朝鮮人であり、母は九州の被差別部落出身である。父は二世で、旧制の私立中学に入学できたが、四年生で放校されてしまった。十分聞ききっていないが、さまざまな問題があり、家出等で謹慎や停学が重なったらしい。太平洋戦争も大詰めをむかえていた。父ちゃんの友人はみんな予科練へ行った。「わたしも日本のために

がんばろう」と思って手続きをしようとした。ところが、「お前はあかん」とするどく拒否された。父ちゃんは自分が在日朝鮮人二世であり、日本人として生きられないことを知る中で荒れていった。立派な日本名を持ち、日本のためにつくそうとしているのに排除されたことに、烈しい怒りがこみ上げてきた。

母は小学校一年のとき子守りに出された。だから字はほとんど読めない。家庭の味も知らない。夕食は家族みんながテーブルを囲んで取るなど考えつかなかった。自分が結婚して子どもが生まれても、しつけ方がわからない。食事ときは、近くのうどん屋やお好み焼き、めし屋ですませたり、十円玉や百円玉を子どもたちに握らせて外に出るのが食事であると考えていた。父ちゃんと結婚したが、いろいろな事情で九州におれなかった。昭和三十五年ごろ、母ちゃんは大きなおなかをしたまま大阪へ逃げて来た。ビル工事の飯場を転々とする中でYが生まれた。父母の生活は渡り鳥である。子どもの生活や教育どころか、食うていくだけが精一杯だった。父ちゃんは自分の経験した苦しみの中から「子どもの籍は日本籍にする」ことを願ひ、母ちゃんの籍に入れていった。飯場で母ちゃんがリウマチにかかり、Yも大病をわずらう。母ちゃんがかつての生活を思い出している。「わたしは

生きてきて楽しいと思ったことはありません。親はうらまへんけど、ほんまにつらいことばかりでした。そやからYにいつもいってます。勉強しいや、学校だけはいきやうて。そやけど、父ちゃんが家を出てからYがいうこと聞かんようになりました（Yが小学校四年のとき、家を出る）。Yが病気のときはよう働いてくれた父ちゃんやった」

Yは小学校二年の秋まで未就学だった。どうやら母は役所から来た就学通知書が読めなかったらしい。友だちと学校へ遊びに行ったYは、小学校の先生に見つけられ、翌日から二年の仲よし学級に編入され、勉強していった。だが卒業までに四百日近く欠席している。未就学の分とあわせると、Yは三年間しか小学校に通学していない。四年生ごろから荒れ出したYは、ボンドをおぼえ、たびたび補導された経験をもって中学校に入学してきた。Yの担任になった。

四月の入学早々、欠席が断続的に続く。親子四人の生活は押しつぶされていた。母ちゃんは、私の耳もとで、「生活保護だけでやっています。父ちゃんは蒸発中です。男親がいないので、いうことききません。たのみますよ、先生」

休みぐせのついたYは、なかなか登校しようとしなない。

毎朝呼びに行く。ふとんをひっぱがして、裸のYの背中を平手でビシヤリとたたいておこす。「さあ、顔を洗え。飯を食え」といって連れ出すのだが、家を出るまでに私の前で母とすざましいやりとりがある。「メシしてくれや」「何でも食べていかんかい」「シヤツ洗ろてくれないやないか」「忙しいから洗ろえなんだんや。しんぼろしていきんか」「何もせんのに忙がしいんか、ダボ」「何いうねんこの子は……」「みそ汁つくったるいうばっかして、いっこもしてくれへんやないか」「そんなにいうこと聞かんだら、しまいにしばかれるでえ」「おお、しばかんかい、このババア、ダボか」……この末、家を出る。Yはポケットの三百円の中から、途中でパンと牛乳一本を買って登校、職員室の私の席で朝食をすませる。

「先生なあ、学校へ来い来いいうけど、学校へ来て何するんや。俺は勉強なんかいらんのや。一坪何ぼで穴掘る仕事に行くんや。もう家に呼びに来んといってくれや。かっこ悪いし……」この彼のことばの中に、自分はどうかともどうにもならん。どうせロクな仕事もないし、先は見えてる。だから、学校なんかいらんのや——という父の生活から学んできたYのあきらめがある。押しつぶされてきた生活体験を持つ彼に、「希望をもってがん

ばれ」などというシラケタことはいえないが、とにかくYに喰いついて離さなかった。少しずつ私とも打ちとけてきた。

父は何年ぶりに帰ってきた。福祉事務所に何者かがタレ込みする。「Yの家は、父が働いて収入も多いのに、保護を受けているのはおかしい」福祉では訪問活動もしないで、母ちゃんに保護費をストップするとおどしをかけて金を渡さない。母ちゃんが泣き声で、電話で訴えてくる。「男がいるだろうとか、父ちゃんから仕送りがあるだろうとかいって金を下ろしてもらえない。先生が一番事情知ってるんやから説明してほしい」といってくる。「子どもの就学権はどないするねん」といってねじ込んだ。

遠足やキャンプに行く前に、ときどき恐喝事件があったりすると、私は足がすくんでしまう。追いつめられた生活の中で、子どもたちがおやつ代など欲しさに友人から金をまき上げたりすることがあるからだ。Yも一度、他校生に恐喝を働らいてしまう。そして、補導され、ついに児童相談所入りとなる。母は泣いてたのんだ。施設に入れないでくれと訴えたが、Yは児童相談所にとめられることになる。

学校へ引っぱり出し、行事に参加させることより、子

どもをつぶしてしまう現実がここにあるではないか。校外学習費は福祉では認められていない。こんなYに、諸会費納入の義務を残し、しかも学年末に担任に請求があるのは、どう考えても納得できない。学校は金をとることはかっちりできて、学力保障で子どもたちに返していくものは何もできないではないか。

正月すぎで、Yの母はリウマチでまた寝込んでしまう。Yは母の涙にみごとに答えて、学校を休んで看病し、弟たちを学校にきちんと送り出していった。一か月に一度くらい帰るようになった父は、失業して家に落ちつくようになつた。だが、Yはまた荒れてくる。「わいにかて一対一で勉強教えんかい。わいにかて勉強する権利あるんや」と私にせまってくるようになっていたYであるが、またボンドをやりはじめ、欠席がふえ、家出がくりかえされる。このYをシャンとさせていくために、ずたずたに切りさかれた生活現実の中で、Yの就学保障をどう進めていけばよいのだろうか。

遠足を休んだ T

昨秋の校外学習で、Yと同じところに住んでいるTは、ほとんど休まず登校していたのに、休んでしまった。「あのな、母ちゃんがな、姉ちゃんもな、遠足やしな、それ

でな休んでいうてな、休んだんや」交通費は就学援助から支給されても、二人分のおやつ代と弁当代がどうしてもつくり出せない生活現実がここにあるではないか。

Tの父ちゃんは九州の生まれで、兄弟が七人もいたため、中卒ですぐ土方に出る。だが地元では仕事も少ないので、兄を頼って福岡の炭鉱へ。兄は先山だった。それから八年間がむしやらに働いた。しかし、吹き荒れる石炭合理化の嵐の中で、中小炭鉱の父ちゃんのヤマはいち早く閉山。楽しいはずの新婚生活も束の間、父ちゃんはまた不安定な土方生活に逆もどり。「仕事がないことほどつらいことはない」という。次の八年間の土方生活は苦しかった。こうした中で、Tは八か月の未熟児として生まれて来た。三十才を過ぎた父ちゃんは「子どものために、もっといい仕事を探そう」と都会に出て働く決心をした。昭和四十三年に神戸に来て、浜の仕事を見つけた。さいわい人手不足のところでもあり、N社の常雇いとして採用され、社宅としてアパートにも入れることになった。

仕事はきつかったが、父ちゃんはがんばった。二百五十キロから三百五十キロもある箱物でも動かせるようになった。だが、一方で父ちゃんの肉体は重労働の中でボロボロになっていた。「こうして力むやる。そのせい

か脱腸になってしまった。もう浜の仕事はできなくなった。昨年の不況の中だった。妻と四人の子どもをかかえてアパートを追い出される。数金や権利金のいる住宅に移ることはとうてい不可能である。やっと探してたのは、高速道路が走り、大会社の倉庫群に囲まれ、××製鉄となりあわせの海に面した小さな一面に肩を寄せあうように立っているバラックの間のアパートだった。

脱腸を押さえるバンドをして日雇いに出るが、一日中からだもたない。つらい毎日である。その上、目のぐあいもよくない。炭じんでまっくろになるあの坑内作業でも、父ちゃんは目を痛めていた。吹き出す汗と一緒に炭じんが目に入る。その汗を手でぬぐう。するとマツ毛がねてしまって、逆マツ毛になり、眼球にささる。少し回復していた目は、浜の仕事でまた悪くなる。潮風にあたり、船内作業のホコリの中で、父ちゃんは目までつぶされようとしていた。

父ちゃんは福祉と相談して、生活保護を申請した。医療保護で、目と脱腸の手術をしようと考えてるが、中学校三年の娘が高校進学を希望しているのを知ると入院を延期してしまう。

こんな中で育ってきたTは、はっきりものをいうことができない。時計のいい方も知らない。ひらがなはやつ

と読めるが、カタカナはだめである。一ケタの計算も、3+5はできても、7+5はできない。授業のあい間や放課後、Tとの一対一の学習をはじめていったが、きちんと教えるとTはわかっていった。四、五回で時計が読めるようになった。カタカナもおぼえていく。ヒト、ヒット、ヒートがちゃんとわかってきた。くり上りのたし算もでき出した。九九も五の段まで何とかいえるようになって来た。

Tの学力保障と同時に、Tが遠足を休まず、安心して登校できるようにするために、教師は何をしていったらよいか。

福祉と市教委の対応

ごくあたり前のことであるが、義務制の小中学校での教育費、それも就学援助生徒や保護家庭の教育扶助生徒は完全無償にしていくなさきである。ところが、それがなされていないのが現実で、そのために子どもたちが荒れたり、登校拒否したり、友だちから恐喝したり、遠足に参加できないということがいくらかもあることにさえ気付かずにいる教師の冷たさは何であらうか。

担任クラスの子どもの生活を見えたら、保護家庭の子どもたちの生活実態がわかってきたら、学校独自でも

諸会費の全免制度がつくり出せるはずである。納入義務を残したり、担任の判断にまかせるなどのごまかしではいけない。五十年、ともかく「生活保護家庭は、いっさいの学校諸会費を納入しなくてよい」という全免制度を確立させた。

学校教育に必要な諸費用は、福祉(国)と教育委員会(市)が保障すべきである。というのが私たちの考えである。まず福祉事務所とかけあった。

第一の問題は校外学習費の保障である。私たちの学校では、バスを利用した校外学習はあまり実施しない。理由は、貸切バスが高くつくうえ、教育扶助や就学援助を受けている生徒たちが、バス代を負担しきれないからである。現在、生活保護家庭の教育扶助の中には校外学習費が含まれていない。法外援助という形で、市が就援生と同様に一定額だけ補助している(四九年度四百三十円、五十年、七百元)。福祉では「国のかべは破れない」から出せないという。しかし、今年度計画中の一、二年のバスによる校外学習はぜひ実現させたい。

福祉が国の枠を突破できないのなら、市教委が法外援助の額を実費支給まで引き上げるべきである。市教委庶務課とかけあったが、どうにもならないという。本年度の予算は確定しているともいう。「〇〇中では、バスに

よる校外学習はするなというのか」他の中学で実施することを私の学校でやるのはまちがいのなか。——と詰め寄っても「それには答えられない。本当にどうしようもない」の一点ばりである。

子どもたちの重い話、DやT、Nの話のひとつひとつ出していても、交渉途中に席をはなれたり、よそ見をしたりして話を聞こうとさえしない。話しあいのたびに頭に血が上ってしまう。市教委の努力目標に、ひとりひとりを大切にするとか、恵まれない条件にある子どもたちを中心にすえた指導とかあるのは何を意味するのか。

指導課が校外学習費として年間二千元までの父母負担を認めているのは、保護家庭の実態を無視したものである。この二千元を教育扶助生徒への援助額七百元と同額まで引き下げ、すぐ全市の校外学習費の限度額を守るよう通達を出すことを要求した。みんなわれわれの学校にあわせてしかるべきである。二度目の交渉で市教委は、「貴校は特例として、教扶生徒の校外学習費を実費支給する」ことを認めていった。また就援生についても費用の差額負担が困難なものについて相談に応じていくことを確約したかわりに、全市通達は出さなかった。

第二は教材費の問題である。教扶の家庭渡しの金は、通学や学習に必要なものを買うために使われるべきで、

学校諸会費に使われるべきものではない。また給食費がミルク代しか支給されない中学校では、これは給食費の一部であるとも考えられる。現実には、弁当を作ってもらえない子どもたちは、学校で現金でパンを買っている。とにかく、育友会費などをのぞいて、実際子どもたちが学習で使うのに必要なものは、全部教材費として認めるべきであるという主張した。

福祉は、教育扶助の教材費（家庭渡しとは別のもの）は「①副読本の図書②ワークブック③和洋辞書④全員が行なう格技等の用具」に適用されるものと主張する。だから、美術や技術家庭の教材費は、全部家庭渡しの中から学校が徴収せよという。版画用ゴム板、白地図、彫刻刀、本立材料、被服実習の服地やバジャマの紙型、ブロンズ粘土、折りたたみイスの材料、水着、トレパン、トレシャツ、ハチマキ、体育館シューズ、体操帽等いっさい認めない。トレパン、トレシャツについては、校外学習費と同様、市が法外援助の形で三年間に一着のみ支給している。

一方、就学援助ではこれらのものは教材費と認められている。二回、三回と交渉するが、あまり進展しない。市の同和教育室に民生局との話し合いを求めていく。民生局との話は福祉事務所にまで通じていないが、少しは

話が進んだ。しびれをきらして、同和教育室、指導課、民生局保護課との話し合いをもつ。保護係長は「わたしも〇〇の福祉で仕事をすることがあるが、今どき教育費に困る保護家庭はない」などと口走ってしまふ。私たちは、目の前にいる子どもたちのことで話しているんだといっても、こんな教材がほんとうにいるのかといったり、家庭渡しの教育費の中から必要経費を差し引いて校長渡しにしては——などという認識で、私たちを立腹させてしまふのである。

民生で出せないのなら、こんな教材の使用を禁止するか、市教委が保障していくべきだとせまる。ようやく、民生は指導課と再度話しあって、必要なものは教材費として大幅に認めていく方針で考えていくという線をひき出した。

ある母親は、家庭訪問のとき、担任の前で子どもにいう。「今はミルク飲んでもええけど、苦しくなったら飲むのやめてよ」教育扶助のミルク代もあてにしなければならぬ。現在の福祉行政は、子どもからミルクをも奪いとりうとしている。

第三の問題はクラブ活動費である。現在、全員クラブの格技については認められている（これは就援も同様である）。

剣道や、柔道がみとめられて、他のクラブに何故、適用されないのか分らない。クラブや部活動でも生活保護家庭や就学援助家庭の子どもたちは、ユニフォームや用具が買えないために、しめ出され、排除されている実態があるではないか。テニスのラケットが六千円も七千円もする。福祉はこの事実を認めて、クラブの大部分の生徒がそろえているのに、保護家庭であるが故にそろえない用具やユニフォーム等について、クラブ活動費として認めて出して行くと約束した。

私たちはまず、最も困難な状況にある子どもたち、とりわけ生活保護家庭の生徒たちの就学保障を完全にやり切らなければならない。本来、無償であるべきこれらの子どもたちの教育費すら完全に保障しきれず、かえってそのことによって子どもたちが排除されている現実を正しくつかみ、そこを鋭く照射し、これらの子どもたちの義務教育の完全無償と就学保障を確立させることから出発したい。子どもや親と正面から向きあう中で、家庭訪問の中で、新たに就学援助制度、世帯更生資金の貸付け、学校安全会、歯の治療などについて問題点が浮きぼりにされてきた。

これらの問題に取り組んでいくと、福祉行政や教育行政が、排除、きりすての思想に立っていることがはつき

り見えてくる。学力保障に取り組むことは同時に就学保障をすすめることである。私たちは学校内部の問題や教育内容を一つ一つチェックしながら、子どもの側に立ちはたした義務教育無償化の闘いをすすめていかなければならない。その原点が、生活保護家庭の子どもたちの完全な就学保障であり、そこから全員の無償化への闘いの展望が見えてくるのではないだろうか。

コン ミ ュ ー ン 今 再 び (季刊文芸誌)

第 3 号

評論 * 第二維新論 松本健一
更科源三論 大月 健
詩 * 鮮 麗 和田誠造
エッセイ * 同時代狂世論 稲本恭啓
創作 * 類 土岡 忍
伝説の三輪山コンミューン 浅茅原竹毘古

定価 250円

発行所 泊地社

京都市左京区太秦西部野町18-8 土岡方